



**児童虐待の未然防止と早期発見に向けて、区と警察署は協定を締結します。**

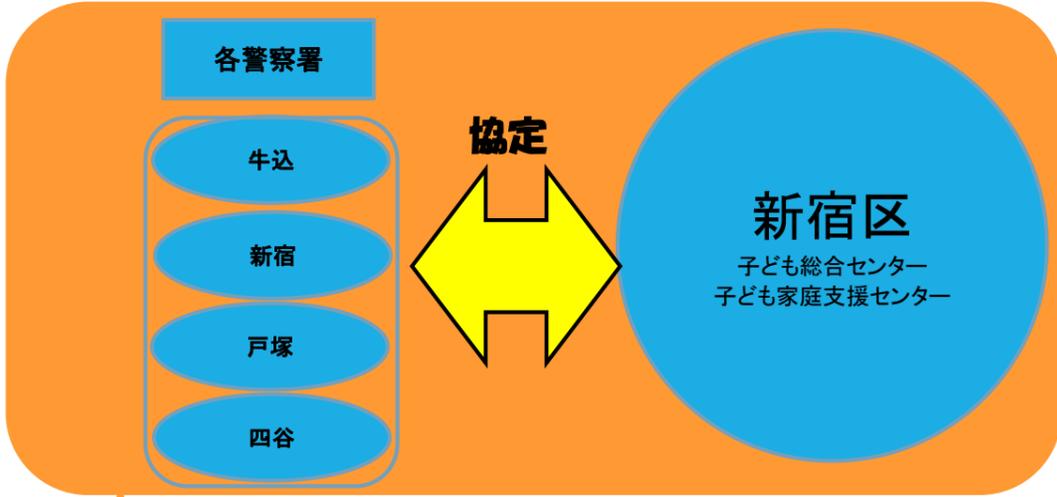
区では、これまでも「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会（要対協）に位置付け、子ども総合センターと4所の子ども家庭支援センターを中心に、警察署や関係機関と要保護児童について情報共有し、連携した対応を行ってきました。本協定を締結することで、警察とのより強固な協力関係を築き、緊急性や必要性に応じた迅速な情報共有により、児童の安全確保を最優先にした対応に一層努めてまいります。

**児童虐待の未然防止と早期発見に向けた警察との連携**

**～区と区内4警察署との情報共有に関する協定書の締結～**

**【協定の内容】**

- ①照会及び情報提供
  - ・警察は、児童虐待が疑われる事案を認知し必要と認めた場合に、子ども総合センター等に情報提供及び照会を行う。
  - ・区は、緊急性が高いと判断し、必要と認めた場合に、警察に情報提供及び照会を行う。
- ②情報管理
  - ・相互に情報管理、個人情報保護を徹底する。
- ③情報の共有
  - ・事案の緊急性に応じて相互に情報共有し、児童の安全を確保する。



**協定書締結式 令和元年 6月18日(火)**

児童虐待に関する痛ましい事件が後を絶ちません。区に寄せられる、相談・通告の件数も増加しています。警察が受ける通告の数も年々増加しており、区と警察署相互に情報共有し、対応する重要性が高まっています。

東京都では31年4月に「子供への虐待の防止等に関する条例」を制定して、虐待防止への取組を進めています。

